

生成AIの活用に関するガイドライン

明治大学経営学部

2023年11月17日策定

2025年3月7日改訂

- 生成AIと呼ばれる新技術の発展に社会的な関心が集まっています。本学においても、生成AIを利用する際の注意点・留意点について、2023年5月17日に学生向けのお知らせが発信されました。
 - （参考）明治大学「[ChatGPTをはじめとする生成系AIの利用について](#)」
- 特にグローバル経営人材と価値創造人材の育成を目標とする本学経営学部において、**生成AIに関するリテラシーを高め、研究・教育活動において適切な活用を推進していくことは急務**であると考えられます。
- このガイドラインは、本学経営学部の教員・学生が生成 A I に関する基本事項を共有できるよう作成されたものです。各々の研究・教育活動の場面では、その目的に沿って生成AIが活用されるようご留意ください。

- **生成AIは、大量に蓄積されたデータの機械学習にインターネットの検索結果を組み合わせ、尤もらしい文章を生成する人工知能です。**
 - 生成AIには様々な種類・バージョンがあり、プラグインとの組み合わせやプログラミングによって、特殊な作業や専門的な内容に対応できるものもあります。
 - [ChatGPT](#) (OpenAI)
 - [Copilot](#) (Microsoft)
 - [Gemini](#) (Google)
 - [Perplexity AI](#) (Perplexity AI)
 - [Claude](#) (Anthropic)
 - 生成AIから出力される応答は、収集されたデータにもとづいているため、**生成された文章には誤った情報やバイアスのかかった情報も多く含まれています**。生成AIが事実と異なる情報を出力する現象（ハルシネーション）も知られています。
 - 生成AIへの入力する指示文（プロンプト）もデータとして収集されるため、**個人情報や機密情報は入力すべきではありません**。一部の生成AIでは、個人情報の収集・利用について、設定により停止（オプトアウト）することができます。

□ 生成AIは、情報の探索・要約ツールとして有効であるため、授業の予習・復習や課題においても適切に活用することが推奨されます。

- 生成AIは、従来のインターネット検索同様、情報の探索ツールとして有効です。授業の予習・復習において、情報収集や概要把握、ブレインストーミング等に生成AIを用いることは、全く問題ありません。
- ただし、インターネット検索同様、生成AIによって生成された文章の中には誤った情報やバイアスのかかった情報も多く含まれています。**生成された文章を鵜呑みにするのではなく、その真偽を判断しながら自ら考察することで、初めて学習に役立ちます。**
- 授業の課題においては、教員はどのような生成AIをどのように利用すべきか（あるいは利用すべきでないか）を予め提示し、学生はどのような生成AIをどのように利用したかを明示することが適切です。**明示すべき情報には、利用した生成AIの名称、バージョン、入力した指示文（プロンプト）、出力された応答、日時などが考えられます。**ただし、生成AIは常に新たなデータを得て学習しているため、出力される応答は、再現可能性が低いものであることに注意が必要です。

- **生成AIは、情報の探索・要約ツールとして有効ですが、生成された文章をそのままレポート・論文に使用・引用すべきではありません。**
 - 生成AIは、従来のインターネット検索同様、情報の探索ツールとして有効です。レポート・論文において、テーマ探しや論点の明確化、ブレインストーミング等に生成AIを用いることは、全く問題ありません。
 - ただし、インターネット検索同様、生成AIによって生成された文章の中には誤った情報やバイアスのかかった情報、他者の著作物が含まれている可能性があります。**意図せず著作権の侵害や盗用・剽窃となる恐れもあるため、生成された文章をそのままレポート・論文で使用・引用すべきではありません。**
 - レポート・論文においては、他人の文章や考えを引用をする際に必ず出典を明示しなければなりません。生成AIを通じて得られた情報についても、その元となっている情報の信頼性を確認し、出典を示す必要があります。**生成AIそのものを出典として引用することは、信頼性の低い「孫引き」となるため、適切ではありません。**
 - （参考） 明治大学経営学部「[レポート・論文の盗用等不正行為への注意](#)」

□ 生成AIは、情報の探索・要約ツールとして有効ですが、使用が禁じられている小テスト・定期試験の回答に使用すべきではありません。

- 生成AIは、従来のインターネット検索同様、情報の探索ツールとして有効です。小テスト・定期試験に向けた学習において、理解度の確認、模擬試験の作成等に生成AIを用いることは、全く問題ありません。
- ただし、電子機器の使用が禁止されている教室での定期試験はもちろんのこと、生成AIの使用が禁止されているオンラインの試験においても、**ルールに反して小テスト・定期試験の回答に生成AIを使用することは不正行為とみなされます。**
- 生成AIの抑止が難しいオンラインの環境で試験を行う場合、教員は生成AIによる回答例を事前に確認し、**生成AIを使用しても十分な回答が得られない試験となるよう、出題の仕方を工夫する必要があります。**生成AIに対応した出題が困難な場合には、教室において筆記試験や口頭試問を行うか、学習履歴によるプロセス評価等、**他の評価方法と組み合わせて成績評価を行うことが適切です。**
- （参考）日本私立大学連盟「[大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト〔第1版〕](#)」

□ 生成AIは、情報の探索・要約ツールとして有効であるため、研究活動においても適切に活用することが推奨されます。

- 生成AIは、従来のインターネット検索同様、情報の探索ツールとして有効です。特に大量のデータや資料を把握し要約することに長けているため、研究活動においても一次資料の分析等に活用することが考えられます。
- ただし、インターネット検索同様、生成AIによって生成された文章の中には誤った情報やバイアスのかかった情報、他者の著作物が含まれている可能性があります。**生成AIが情報の出典を示した場合でも、その出典が誤っていることや実在しないことがあります。生成AIに一次資料を与えて分析を行う場合でも、結果の正確性・妥当性は自ら再検証する必要があります。**
- 生成AIの誤謬性・リスクを前提として、その分析結果を研究発表・研究成果に利用する場合、**明示すべき情報には、利用した生成AIの名称、バージョン、入力した指示文（プロンプト）、出力された応答、日時などが考えられます。**ただし、生成AIから出力される応答は、再現可能性が低いものであることに注意が必要です。

- **生成AIについて、政府や各種団体においても論点整理やガイドラインの作成が進められています。**
 - 内閣府AI戦略会議「[AIに関する暫定的な論点整理](#)」（2023年5月26日）
 - 文部科学省初等中等教育局「[初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン](#)」（2023年7月4日）
 - 文部科学省高等教育局「[大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて](#)」（2023年7月13日）
 - 日本私立大学連盟「[大学教育における生成AIの活用に向けたチェックリスト〔第1版〕](#)」（2023年7月18日）
 - 経済産業省「[生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキルの考え方](#)」（2023年8月7日）
 - 文化庁「[AIと著作権に関する考え方について](#)」（2024年3月15日）
 - 内閣府知的財産戦略推進事務局「[AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ](#)」（2024年11月15日）
 - 総務省・経済産業省「[AI事業者ガイドライン（第1.01版）](#)」（2024年11月22日）
 - 文部科学省初等中等教育局「[初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）](#)」（2024年12月26日）
- **今後、生成AIのさらなる普及・進化が予想されることから、本ガイドラインの内容についても、最新動向を踏まえて対応していくことが重要です。**